

# 軽自動車税(種別割)の減免について

## 1 障がい者の方に対する軽自動車等の減免

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税(種別割)を全額免除します。

### 【減免の対象となる軽自動車等】

#### (1) 軽自動車等の所有者(納税義務者)及び台数

軽自動車等の所有者(納税義務者)	障がい者本人または障がい者と生計を一にするもの(注1)
減免の対象となる台数	障がい者1人につき1台(普通自動車、軽自動車、バイク等含む)

#### (2) 軽自動車等の使用目的

障がい者本人が運転する場合	使用目的は問いません。
障がい者と生計を一にする方が運転する場合(注1)	障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合
障がい者を常時介護する方が運転する場合(注2)	障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合

(注1):同世帯であるか、もしくは住民税の申告又は保険証で扶養関係にあると確認できる場合。

(注2):障がい者のみで世帯が構成され、かつ、世帯全員が減免等級に該当する場合に限る。

※自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

※前に減免を受けていた軽自動車等(普通自動車含む)がある場合(障害者手帳等の備考欄に減免を受けたスタンプがある場合)は、減免を廃止したこと、もしくは、その車両を廃車、名義変更したことの確認がとれなければ、減免の受付はできません。

## 2 減免の対象となる障害の範囲

身体障害手帳、戦傷病者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

## 3 減免申請の手続き

### (1) 提出書類及び提示書類

- ア 軽自動車税(種別割)減免申請書
- イ 自動車検査証の写し
- ウ 身体障害手帳等
- エ 運転する方の免許証
- オ 納税通知書 ※回収いたします。

### (2) 減免申請書の提出期限及び提出先

納期限まで(原則5月31日)に宜野座村役場村民生活課へ提出(提示)してください。

## 4 構造上専ら身体障がい者の利用に供するための軽自動車に対する減免

### (1) 減免の対象となる軽自動車

構造上専ら身体障がい者の利用に供するためのもの(自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」と記載があるもの。

### (2) 手続きに必要なもの

- ア 軽自動車税(種別割)減免申請書

イ 自動車検査証の写し

ウ 申請人の身分を証するもの

## 5 公益のために直接専用軽自動車等に対する減免

---

(1) 減免の対象となる軽自動車

社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人が所有し、専ら入所等をしている者のために専有する軽自動車

(2) 手続きに必要なもの

ア 軽自動車税(種別割)減免申請書

イ 自動車検査証の写し

ウ 定款もしくは登記簿謄本の写し

エ 運行記録簿、運行日誌など、入所者又は通所者の通所・通院のために使用していることが確認できるもの。